

平成 1 9 年 1 2 月 2 4 日
閣 議 決 定

独立行政法人整理合理化計画

	頁
.前文	1
.各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置	1
.独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置	2
.その他	8
別表 各独立行政法人について講ずべき措置	9
【内閣府】	
1 国立公文書館	10
2 国民生活センター	10
3 北方領土問題対策協会	11
4 沖縄科学技術研究基盤整備機構	11
【総務省】	
5 情報通信研究機構	13
6 統計センター	14
7 平和祈念事業特別基金	14
【外務省】	
8 国際協力機構	15
9 国際交流基金	15
【財務省】	
10 酒類総合研究所	17
11 造幣局	17
12 国立印刷局	18
13 通関情報処理センター	19
14 日本万国博覧会記念機構	19
【文部科学省】	
15 国立特別支援教育総合研究所	21
16 大学入試センター	22
17 国立青少年教育振興機構	22
18 国立女性教育会館	23
19 国立国語研究所	23
20 国立科学博物館	24
21 物質・材料研究機構	24
22 防災科学技術研究所	26
23 放射線医学総合研究所	26
24 国立美術館	28
25 国立文化財機構	28
26 教員研修センター	28
27 科学技術振興機構	29
28 日本学術振興会	30
29 理化学研究所	31
30 宇宙航空研究開発機構	32
31 日本スポーツ振興センター	33
32 日本芸術文化振興会	34
33 日本学生支援機構	35
34 海洋研究開発機構	36
35 国立高等専門学校機構	37
36 大学評価・学位授与機構	38

37 国立大学財務 経営センター	39
38 メディア教育開発センター	40
39 日本原子力研究開発機構	40

【厚生労働省】

40 国立健康 栄養研究所	42
41 労働安全衛生総合研究所	42
42 勤労者退職金共済機構	43
43 高齢 障害者雇用支援機構	44
44 福祉医療機構	45
45 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	46
46 労働政策研究 研修機構	46
47 雇用 能力開発機構	47
48 労働者健康福祉機構	48
49 国立病院機構	49
50 医薬品医療機器総合機構	49
51 医薬基盤研究所	50
52 年金 健康保険福祉施設整理機構	51
53 年金積立金管理運用独立行政法人	51

【農林水産省】

54 農林水産消費安全技術センター	52
55 種苗管理センター	52
56 家畜改良センター	53
57 水産大学校	53
58 農業 食品産業技術総合研究機構	53
59 農業生物資源研究所	54
60 農業環境技術研究所	55
61 国際農林水産業研究センター	56
62 森林総合研究所	56
63 水産総合研究センター	57
64 農畜産業振興機構	57
65 農業者年金基金	58
66 農林漁業信用基金	58
67 緑資源機構	59

【経済産業省】

68 経済産業研究所	61
69 工業所有権情報 研修館	61
70 日本貿易保険	62
71 産業技術総合研究所	62
72 製品評価技術基盤機構	63
73 新エネルギー 産業技術総合開発機構	64
74 日本貿易振興機構	65
75 原子力安全基盤機構	66
76 情報処理推進機構	66
77 石油天然ガス 金属鉱物資源機構	67
78 中小企業基盤整備機構	67

【国土交通省】

79 土木研究所	69
80 建築研究所	69
81 交通安全環境研究所	70
82 海上技術安全研究所	71
83 港湾空港技術研究所	71
84 電子航法研究所	72
85 航海訓練所	73

86 海技教育機構	74
87 航空大学校	75
88 自動車検査	75
89 鉄道建設 運輸施設整備支援機構	76
90 国際観光振興機構	77
91 水資源機構	78
92 自動車事故対策機構	79
93 空港周辺整備機構	80
94 海上災害防止センター	81
95 都市再生機構	81
96 奄美群島振興開発基金	84
97 日本高速道路保有 債務返済機構	84
98 住宅金融支援機構	85
【環境省】	
99 国立環境研究所	87
100 環境再生保全機構	87
【防衛省】	
101 駐留軍等労働者労務管理機構	89

．前文

1．独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2．計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において、101の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月10日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14回の会議を開催し、49法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11月27日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

．各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

1．検討の基本的な考え方

(1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

(2) 法人の廃止、民営化等

事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。

事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

(3) 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う（他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務（研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。）を含む。）

(4) 非公務員化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。）第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

・独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約 1 兆円のうち、約 7 割（0.7 兆円）を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに

引き下げる。

各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。

各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に

引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

- イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。
- ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。
- エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。
- オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。
- カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

関連法人等との人・資金の流れの在り方

- ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制（長の1/2、役員1/2）は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。
- イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。
- ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。
- エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。
- オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。
- カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

管理会計の活用及び情報開示の在り方

- ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。
- イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。
- ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

監事監査等の在り方

- ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。
- イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。
- ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。
- エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。
- オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。
- カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

外部監査の在り方

- ア 会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。
- イ 主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

事後評価の在り方

- ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。
- イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。
- ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。
- エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。
- オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。
- カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成 20 年のできるだけ早期に結論を得る。

情報開示の在り方

- ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。
- イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。
- ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5 兆円（平成 19 年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。

・その他

1．今後の課題

及び で継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

2．整理合理化計画の実施

(1) 及び で取り組むこととされた事項について、原則として平成22年度末までに措置する。

(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。

3．雇用問題への対処

独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。

(1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。

(2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。

(3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。

4．その他

以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。

（別表）

各独立行政法人について講ずべき措置

（厚生労働省所管独立行政法人 抜粋）

注）本計画に記載していない事項で、各府省が8月に提出した独立行政法人整理合理化案に記載しているもの及び各法人の中期目標期間終了時の見直しとして決定しているものについては、主務府省において責任を持って所要の措置を講じるものとする。

【厚生労働省】

国立健康・栄養研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【国民の健康・栄養・食生活に関する調査研究業務】 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。</p> <p>【国民健康・栄養調査の集計業務】 調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。</p> <p>【収去食品の試験業務】 特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。 内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 外部の協力研究員の一層の活用を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
労働安全衛生総合研究所	事務及び事業の見直し
	<p>【労働安全衛生に関する調査研究業務】 労働安全衛生研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立</p>

	<p>行政法人労働者健康福祉機構と統合する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【自己収入の増大】 受託研究等による自己収入の充実を図る。</p> <p>【業務運営体制の整備】 外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。</p>
勤労者退職金共済機構	<p>事務及び事業の見直し</p>
	<p>【中小企業退職金共済事業】 未請求退職金の発生防止のための具体的な対策を早急に講ずるとともに、次期中期目標等において、未請求の期間が5年に達する前の退職金受給資格者の未請求退職金について、具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に取組を実施する。また、既に5年以上経過しているものについても連絡先の把握等の方策について検討するなどの取組を具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に進める。これらの対策について、毎年度取組の進ちょく状況の評価を行う。</p> <p>【建設業退職金共済事業等】 退職金共済手帳長期未更新者の実態を把握するとともに、既に受給資格がありながら未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を強化し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するとともに、毎年度、取組の進ちょく状況の評価を行う。</p> <p>退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。</p> <p>清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業についても、建設業退職金共済事業と同様に退職金の確実な支給に取り組む。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【組織体制の整備】 法人のガバナンスの確立を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。</p> <p>適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【累積欠損金の解消】 累積欠損金の確実な解消を図るとともに、各退職金共済事業の予定運用利回りを必要に応じて随時、的確に変更する。</p> <p>【保有資産の見直し】 機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を</p>

	<p>行う。</p> <p>松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p> <p>川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。</p> <p>【業務実施体制の効率化等】</p> <p>業務・システム最適化計画の実施に合わせて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実にを行う。</p> <p>各退職金共済業務に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務手順等の共通化等、電話対応業務の一元化の検討などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。</p>
<p>高年齢・障害者雇用支援機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】</p> <p>65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。</p> <p>再就職支援コンサルタント業務を廃止する。</p> <p>【高年齢期における職業生活設計に関する助言又は指導業務（高年齢期雇用就業支援コーナー）】</p> <p>利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p> <p>【高年齢者雇用支援業務】</p> <p>65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。</p> <p>【障害者に対する職業リハビリテーション業務】</p> <p>福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。</p> <p>【障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務】</p> <p>障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。</p> <p>広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。</p> <p>地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>駐在事務所（5か所）は廃止し、必要な業務は本部が実施する。</p>

	<p>次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約化することを検討し、結論を得る。 せき髄損傷者職業センターを廃止する。 【組織体制の整備】 高年齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【随意契約の見直し】 各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>
<p>福祉医療機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福祉医療貸付事業】 福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。 福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。 医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継教育資金貸付けあっせん業務】 承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。</p> <p>【長寿・子育て・障害者基金事業】 長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。 各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。</p> <p>【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）】 福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。</p> <p>【心身障害者扶養保険事業】 繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、</p>

	<p>国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 各業務の業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】 適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。</p>
<p>国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【施設利用者の自立支援のための取組】 重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努める。 次期中期目標においては、施設利用者の状況、地域における受入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定する。</p> <p>【調査・研究及び情報提供、養成・研修並びに援助・助言の業務】 次期中期目標において、実施すべき支援内容について明確にするとともに、その成果を客観的に評価できる具体的な目標を設定する。</p>
<p>労働政策研究・研修機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労働政策研究業務】 労働政策研究事業について、民間企業、大学等の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p> <p>【研究者等の海外からの招へい・海外派遣業務】 研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。</p> <p>【労働行政担当職員研修業務】 労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。 労働大学校の施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 職員研修の強化などにより、内部統制の徹底を図る。</p>

雇用・能力開発機構	事務及び事業の見直し
<p>【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】 職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務（助成金支給業務）】 助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】 勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p>	
組織の見直し	
<p>【法人形態の見直し】 法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運營業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】 私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。 生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。 職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。 大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p>	
運営の効率化及び自律化	
<p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】 雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。 雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。 公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】 機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】</p>	

	自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。
労働者健康福祉機構	事務及び事業の見直し
	<p>【労災病院業務】 労災病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。</p> <p>【労災疾病研究センター業務】 労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。</p> <p>【産業保健推進センター等業務】 産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの勧告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【海外勤務健康管理センター等業務】 全ての業務を廃止する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 労災リハビリテーション工学センターを廃止する。 海外勤務健康管理センターを廃止する。 労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。 法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。</p>
	運営の効率化及び自律化
<p>【業務運営体制の整備】 繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。 (財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p>	

	利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。
国立病院機構	事務及び事業の見直し
	<p>【診療事業、臨床研究事業、教育研修事業】 国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。 国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。</p>
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】 非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。</p> <p>【組織体制の整備】 常勤監事による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】 管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要とされるコストの適切な把握に努める。 長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用に努める。</p>
医薬品医療機器総合機構	事務及び事業の見直し
	<p>【新医薬品審査】 ドラッグ・ラグ2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行う。 アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。</p> <p>【新医療機器審査】</p>

	<p>デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図る。</p> <p>【安全対策業務】 医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をよりの確に把握できる指標を設定する。</p>
	<p>組織の見直し</p>
	<p>【組織体制の整備】 次期中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p>
	<p>【業務運営体制の整備】 各業務について、職員数の変動を踏まえた、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。</p>
<p>医薬基盤研究所</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発振興事業】 実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないように、事業手法の変更等について検討を行う。</p> <p>【基盤的技術研究・生物資源研究】 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関の研究開発との重複について、より厳格にチェックを行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>【承継事業】 多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。 常勤監事による監査機能の強化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。</p>

	研究費不正防止に関する規程等を整備する。
年金・健康保険福祉施設整理機構	事務及び事業の見直し
	<p>【年金福祉施設等に係る業務】</p> <p>年金福祉施設等の譲渡・廃止を加速化するとともに、年金福祉施設等の解体経費等の縮減などにより、早期に国庫納付額の増加を図る。</p> <p>【厚生年金病院・社会保険病院の取扱い】</p> <p>厚生年金病院・社会保険病院に係る整理合理化計画の策定が、当初の見込み又は事務的に必要な時期から大幅に遅れ、現段階でも未だ十分な検討や実態把握が完了していない現状を踏まえ、厚生労働省は、速やかに整理合理化計画の策定を図るとともに、平成22年9月までの法人存続期限となっている年金・健康保険福祉施設整理機構においては、今後の国からの現物出資に係る早期の計画的整理の完了に向けた所要の準備を推進する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>外部の有識者等で構成される委員会の一層の活用を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止の加速化を促す。</p>
年金積立金管理運用独立行政法人	事務及び事業の見直し
	<p>【年金積立金の管理・運用業務】</p> <p>年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。</p>
	組織の見直し
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>常勤監事等による監査機能の強化を図る。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。</p> <p>職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>日野宿舎等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。</p>